

令和3年5月12日

自衛隊神奈川地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行）場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	自動ドア保守点検役務	自衛隊神奈川地方協力本部	3.6.1～ 4.3.31	3.5.12	3.5.20 13:00	3.5.20 13:10	全省庁統一資格「役務の 提供等」の等級D以上	
			以下余白					

4 仕様書等の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒231-0023

住所 神奈川県横浜市中区山下町253-2

契約機関名(担当) 自衛隊神奈川地方協力本部総務課 会計班 込山

電話番号：045-662-9426 FAX：045-662-9498

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
自動ドア保守点検役務	仕様書のとおり	年	1		
	一以 下	余	白一		
合 計					
納入(履行)場 所	自衛隊神奈川地方協力本部	納期(履行期限)	令和3年6月1日～令和4年3月31日		
契約保証金	(免 除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊神奈川地方協力本部長

夏 井 隆 殿

住 所

会 社 名

代表者名

# 仕 様 書

## 1 適 用

本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部が所有する建物 1 F 風除室内外自動ドアの保守点検に関する業務に適用する。

## 2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、保守点検業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために官側担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により業務を実施する者をいう。なお現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める保守点検に当たることをいう。
- (4) 「点検」とは、対象部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき対象部分の機能回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

## 3 受注者の負担の範囲

- (1) 作業に必要な電力・水道等は、官側が指定する監督官の承認を受けてから使用するものとする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物を除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

## 4 疑義に対する協議等

本仕様書において明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために合議し、業務の円滑な遂行を図ること。(なお、軽微な変更については、請負金額の増減又は工期の延長はしないものとする。)

## 5 報告書の書式等

報告書の書式は、事前に官側の承諾を受けること。

## 6 関係法令等の遵守

保守点検の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

## 7 業務条件

保守点検を行う日時は、原則として平日の 0830～1715 までとする。

なお、業務日時を変更する必要がある場合は、事前に官側の承諾を受けること。

## 8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り及び火災、盗難、その他の事故防止については、受注者の責任でこれを管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないように十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、受注者の負担において修復すること。
- (4) 作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ官側の承諾を受けるものとし、その取扱に際しては十分注意すること。
- (5) 作業に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

## 9 発生材の処理等

- (1) 引渡を要する発生材は、官側が指示する場所に集積し、発生材調書を作成して官側に提出する。
- (2) 産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他関係法令を遵守して、適正に処理しなければならない。なお、契約工期内に処分完了の証明書（マニフェスト）の写し（A票～E票）を官側に提出するものとする。

## 10 完了の検査

受注者は、本仕様書に記載された事項を全て完了した場合は、官側に申し出で完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けること。手直しに関する契約工期の延長はしないものとする。

## 11 提出書類

受注者は、官側の指示した書類を提出するものとする。

- ・材料検査簿、発生材報告書（発生した場合のみ）
- ・その他官側が指示したもの

## 12 写真撮影

受注者は、官側の指示に従い、保守点検前・中・後及び作業後隠蔽となる箇所、主要な作業段階の状況、その他官側の指示した箇所の写真（カラーサービス版）を工程順に撮影し、工事写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。

材料の写真は、搬入の都度、本保守点検に係る全数量・規格がわかるように撮影する。

電子記録媒体（MO、CD-R等）で提出する場合は、次のとおりとする。

総画素数：150万画素数以上、ファイル形式：JPEG

※（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築設備編」を参考に整理する。

# 特 記 仕 様 書

## 1 名 称

自動ドア保守点検役務

## 2 場 所

神奈川県横浜市中区山下町253-2 自衛隊神奈川地方協力本部内

## 3 点検時期（当該年度4回基準）

- (1) 点検周期3ヶ月：6月、9月、12月、3月
- (2) 点検周期6ヶ月：9月、3月
- (3) 点検周期1年：3月

## 4 点検仕様

セミフルメンテナンスとし消耗部品（戸車、ベルト等）は無償とする。

## 5 点検保守の範囲

- (1) 点検等は、表1～表2に基づき適正に行い、必要に応じて保守その他の措置を講じる。
- (2) 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
- (3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (4) 保守点検対象部分に、点検項目又は点検内容の対象となる部分がない場合には、当該点検項目又は点検内容に係る点検を実施することを要さない。
- (5) 点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
  - ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
  - イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
  - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
  - エ 消耗部品の交換又は補充
  - オ 接触部分、回転部分等への注油
  - カ 軽微な損傷がある部分の補修
  - キ その他これらに類する軽微な作業
- (6) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (7) 保守点検対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、官側に報告する。
- (8) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに官側に報告する。
- (9) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに官側に報告する。
- (10) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、官側と協議し、指示に従うこと。
- (11) 保守及び点検の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (12) 保守及び点検の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ官側の承諾を受けること。

表1 【対象機器一覧表】

番号	設置場所		規格	数量
①	本部庁舎	1階 入口	ステンレス製電動引分け光線式自動扉 寺岡オートドアシステム製 外部用 W(680×2)×H2100	1台
②			ステンレス製電動引分け光線式自動扉 寺岡オートドアシステム製 内部用 W(680×2)×H2000	1台

表2 【自動ドア 保守点検 1/2】

点検項目	点検内容	外部用	内部用
1. ドア・サッシ	①ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無を点検する。	3M	3M
	②自動ドア表示ステッカー、警告ラベルの有無を点検する。	3M	3M
	③ドア本体作動時の異常音の有無を点検する。	3M	3M
	④ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3M	3M
	⑤全閉時戸崎隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3M	3M
	⑥ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3M	3M
	⑦無目点検カバーの取付状態を点検する。	3M	3M
2. 懸架部	①アームと駆動部の摩擦及び取付状態を点検する。	3M	3M
3. 動力部・作動部	①手動開閉の動作確認及び異常音の有無を点検する。	3M	3M
	②エンジンの取付状態を確認する。	3M	3M
	③防振ゴムの変形の有無を点検する。	3M	3M
	④従動プーリーの取付状態を点検する。	3M	3M
	⑤ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取付状態を確認する。	3M	3M
4. 制御装置	①開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3M	3M
	②徐行速度の状態を点検する。	3M	3M
	③ドア位置検出スイッチの取付状態を点検する。	3M	3M
	④電源スイッチの作動状態を点検する。	3M	3M
	⑤制御装置の取付状態を点検する。	3M	3M
5. センサー部	①センサー、補助センサーの取付状態を点検する。	3M	/
	②センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。	3M	

表2【自動ドア 保守点検 2/2】

点検項目	点検内容	外部用	内部用
6. 電気回路	①通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3 M	3 M
	②電線の支持、接続状態及び被膜の亀裂の有無を点検する。	6 M	6 M
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	1 Y
	④電源電圧測定し、その良否を確認する。	1 Y	1 Y

(凡例)

3 M : 点検周期 3 ヶ月

6 M : 点検周期 6 ヶ月

1 Y : 点検周期 1 年